

## 【打合せのときにご用意頂きたい書類について】

### 注意事項

- 優先順位 1. **赤字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。  
こちらの書類は「許可申請まで」に必要な書類です。
- 優先順位 2. **青字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。  
こちらの書類は「遅くとも運送事業の開業まで」に必要な書類です。
- 優先順位 3. **黒字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。  
こちらの書類は参考書類ですので、なくても構いません。

### 1. 不動産関係（営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫）

✓	No.	書類の内容
	①	営業所、休憩・睡眠施設として使用する建物が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	②	自動車車庫として使用する土地が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	③	①の建物に関する図面、②の土地の測量に関する図面

\* 自社所有の場合及び役員の方の自己所有の場合は、法務局で登記事項証明書を取得して所有の事実を確認できますので、①②のような書類をご用意いただく必要はありません。

### 2. 事業用自動車関係

✓	No.	書類の内容
	④	事業用自動車とする予定の車両の車検証のコピー（所有者・使用者の名義は問いません）
	⑤	事業用自動車とする予定の車両をリースしている場合はリース契約書のコピー
	⑥	事業用自動車とする予定の車両を賃借している場合は賃貸借契約書のコピー
	⑦	事業用自動車とする予定の車両を分割払いで購入している場合は売買契約書のコピーと支払計画書等のコピー

\* ④は車両の幅、長さ、車両総重量、最大積載量、型式等を確認するためにご用意いただくものですので、所有者や使用者の名義が貴社になっていなくても問題ございません。

### 3. 運転者関係

✓	No.	書類の内容
	⑧	運転者に選任予定の方の運転免許証のコピー

#### 4. 運行管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑨	運行管理者に選任予定の方の運行管理者資格者証のコピー
	⑩	補助者を選任する場合は補助者に選任予定の方の運行管理者の資格者証のコピー又は基礎講習の修了日がわかるもののコピー

#### 5. 整備管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑪	整備管理者に選任予定の方が自動車整備士技能試験に合格している方であれば合格証のコピー
	⑫	整備管理者に選任予定の方が⑪以外の場合は、実務経験の期間がわかる履歴書のコピー

#### 6. 資金関係

✓	No.	書類の内容
	⑬	直近の確定申告書一式
	⑭	直近6カ月の賃金台帳その他賃金・賞与等の支払額が分かる書類

#### 7. 社会保険・労働保険関係

✓	No.	書類の内容
	⑮	役員、運転者に選任予定の方、運行管理者に選任予定の方（及びその補助者）、整備管理者に選任予定の方（及びその補助者）の健康保険証のコピー、雇用保険被保険者証のコピー及びこれらの方が記載された直近の標準報酬額決定通知書のコピー
	⑯	労働保険の保険関係成立届（受付印のあるもの）のコピー又は労働保険料概算確定申告書のコピー

#### 8. その他

✓	No.	書類の内容
	⑰	会社の定款のコピー
	⑱	会社の役員の履歴書のコピー

書類は種類が多く、また説明を要するものもございますので、徐々に書類を揃えていただければ結構です。とりあえずご用意できそうな書類から用意を始めてみて下さい。

また、ここに記載のない書類についても、今後ご用意をお願いする書類がございますが、それらについては手続きの進捗状況に応じて、個別にご案内致しますので宜しくお願い致します。